

全 社 協

Action Report

平成 30 年 7 月豪雨災害
第 6 報

2018（平成 30）年 7 月 17 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

政策企画部 広報室 z-koho@shakyo.or.jp
TEL03-3581-4657 FAX03-3580-5721
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

※ 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨（平成 30 年 7 月豪雨）災害についての情報をお送りします。

■ 社協・ボランティア関係

○生活福祉資金（福祉資金「緊急小口資金」）の特例貸付を実施へ

厚生労働省は、7 月 13 日付で、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業において、今回水害による被災者向けに、緊急小口資金の貸付要件を緩和した特例貸付を実施する旨を通知しました。

今回特例貸付は、被災者が必要とする当座の生活費を貸し付けるもので、その概要は以下のとおりです。今後、被災地においては、それぞれの県社会福祉協議会が必要な準備を進め、順次貸付が実施されることとなります。

また、該当地域に居住する被災者が他県に避難している場合であって、当分の間（1 か月程度以上を目安）、その地に居住する場合には、避難先の都道府県での借り入れも可能とされています。

貸付開始時期、必要書類、具体的手続き等については、それぞれの都道府県社会福祉協議会のホームページ等において情報提供の予定です。

【緊急小口資金 特例貸付の概要】

- ①貸付対象者 今回水害により災害救助法が適用された地域および被災により特例措置が必要と都道府県知事が設定した地域の住民
- ②貸付額 原則として 10 万円以内
※ 世帯員に死亡者、要介護者がいる場合等は 20 万円以内
- ③貸付利率 無利子
- ④据置期間（償還開始までの期間） 貸付の日から 1 年以内
- ⑤償還期限 据置期間経過後 2 年以内

○被災地の災害ボランティアセンター等の状況

これまでに、12 府県の 58 市町で災害ボランティアセンターが設置されています。

また、12 市町では、社協ボランティアセンターにおいて被災者支援のボランティア活動が行われているほか、1 市で災害ボランティアセンター設置準備の準備が進められています。

14 日から 16 日の連休期間中、被災地では非常に厳しい暑さのなかで、のべ約4万人のボランティアが活動しました。

被災各府県・指定都市の災害ボランティアセンター等設置状況（7月16日時点）

※ **赤字**は、第5報からの変更か所

府県	実施数	災害ボランティアセンター設置自治体	備考
岐阜県	2	関市、下呂市	
京都府	7	福知山市、与謝野町、宮津市、綾部市、亀岡市、舞鶴市、京丹波町	
兵庫県	1	丹波市	宍粟市、 養父市 、 神戸市 (社協ボランティアセンターで支援)
鳥取県	1	智頭町	
島根県	3	江津市、川本町、美郷町	
岡山県	9	岡山市(北区、東区)、倉敷市、総社市、高梁市、井原市、笠岡市、矢掛町、新見市、浅口市	真庭市、玉野市(社協ボランティアセンターで支援)
広島県	18	広島市(南区、東区、安佐北区、安芸区)、福山市、呉市、三原市、東広島市、竹原市、江田島市、海田町、世羅町、坂町、熊野町、尾道市、府中市、安芸高田市、府中町、庄原市、三次市、大崎上島町	大竹市(設置準備中)
山口県	3	周南市、光市、岩国市	
愛媛県	6	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、鬼北町、松野町	松山市、八幡浜市、上島町、 砥部町 、 愛南町 (社協ボランティアセンターで支援)
高知県	3	安芸市、宿毛市、大月町	

府県	実施数	災害ボランティアセンター設置自治体	備考
福岡県	4	福岡市(西区西稜校区)、久留米市、飯塚市、嘉麻市	北九州市(社協ボランティアセンターで支援)
佐賀県	1	基山町(終了)	
大分県			国東市(社協ボランティアセンターで支援)
合計	58		

○被災地でのボランティア活動について

・ 各災害ボランティアセンターのホームページにより最新情報を確認してください

ボランティアの募集人数や参加人数については、常に変動していますので、各センターのホームページ等でご確認ください。報道で紹介されている地域以外でも、多くのボランティアが必要とされている場合があります。

また、ライフラインの回復状況や支援ニーズの変化により、災害ボランティアセンターにおけるボランティアの募集範囲(県内、市内在住者に限る等)も変化します。

・ 「自己完結」のボランティア活動への周知をお願いします

ライフラインが復旧していない地域も多く、被災地では食料・飲料水等の確保が難しいことから、ボランティア活動に必要な物品等は、ボランティア自身の責任であらかじめ用意いただいたうえで、参加いただく等の周知をお願いいたします。

また、ボランティア活動の服装等については、次を参照してください。

<https://www.saigaivc.com/volunteers/十分な準備/>

・ ボランティア活動保険に加入するよう周知してください

ボランティア活動を行うご自身のために、自宅最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険に加入し、加入した証明(加入証など)を持参して現地に向かうようにしてください。

ボランティア活動保険は、自宅と活動場所の往復途上も補償されます。被災地では混乱も想定されますので、必ず加入してください。

なお、今年度、すでにボランティア保険に加入されている際には、重複での加入は不要です。

<https://www.saigaivc.com/>

(全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター ホームページ)

被災地社協の動き（7月16日時点）

「ボランティア募集中」 ◎：募集範囲を限定せず ○：募集範囲等を限定

※ 赤字は、第5報からの変更点

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	センター設置	災害ボランティアセンターで支援	社協ボランティアセンター設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
岐阜県							
関市	○			○			作業が進み、活動がない場合もある
下呂市	○			○			市内在住の方
京都府							
福知山市	○					○	市内のボランティア中心に活動
与謝野町	○			○			町内在住、在勤の方
宮津市	○			◎			
綾部市	○			○			市内、市外の方(事前申込)
亀岡市	○					○	登録ボランティア中心に活動
舞鶴市	○					○	
京丹波町	○					○	
兵庫県							
丹波市	○					○	
宍粟市			○				
養父市			○				
神戸市			○				
鳥取県							
智頭町	○					○	15日にて終了
島根県							
江津市	○			○			県内在住、16歳以上の方
川本町	○					○	14日午前中で閉鎖
美郷町	○					○	16日をもって終了
岡山県							
岡山市	○			○			市内在住、在勤、在学の方

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	災害ボランティアセンター設置	社協ボランティアセンターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
倉敷市	○			○			高校生以上の方
総社市	○			◎			
高梁市	○			◎			
井原市	○			○			市内在住、在勤、 在学 の方
矢掛町	○			○			県内在住の方、22日まで募集
笠岡市	○					○	
新見市	○			○			市内在住、 在勤 、 在学 の方
浅口市	○					○	社協に登録している者で支援
真庭市		○					
玉野市		○				<u>○</u>	
広島県							
広島市	○			○			ホームページをご参照ください
福山市	○			<u>◎</u>			
呉市	○			<u>◎</u>			
三原市	○			◎			
東広島市	○			○			市内在住、在勤、在学の方
竹原市	○			<u>◎</u>			
江田島市	○			◎			
海田町	○			○			町内、広島市安芸区在住の方
世羅町	○			○			町内在住・ 在勤 の方
坂町	○			<u>◎</u>			
熊野町	○			○			町内在住の方
尾道市	○			○			ホームページをご参照ください
府中市	○			○			市内、近隣市町在住の方
大竹市			○				
安芸高田市	○			○			電話予約
府中町	<u>○</u>			<u>○</u>			町内に在学、在勤、在学の方

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	災害ボランティアセンター設置	社協ボランティアセンターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
庄原市	○			○			ホームページをご参照ください
三次市	○					○	
大崎上島町	○			○			町内在住、在勤の高校生以上
山口県							
周南市	○			○			県内在住で通える方
光市	○			○			県内在住で通える方
岩国市	○			○			ホームページをご参照ください
愛媛県							
今治市	○			○			ホームページをご参照ください
宇和島市	○			○			ホームページをご参照ください
大洲市	○			○			県内、近県(徳島、香川、大分、宮崎)の方
西予市	○			◎			
鬼北町	○			○			町内在住の方
松山市		○		○			市内在住の方
上島町		○		○			町内在住の方
八幡浜市		○		○			市内在住の方
松野町	○			○			町内在住の方
砥部町		○					
愛南町		○					
高知県							
安芸市	○					○	
宿毛市	○					○	
大月町	○					○	
福岡県							
福岡市						○	
北九州市		○		○			市内在住、在勤の方

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	災害ボランティアセンター設置	社協ボランティアセンターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
久留米市	○			○			ホームページをご参照ください
飯塚市	○			○			市内・近隣在住の方 (電話予約)
嘉麻市	○					○	
佐賀県							
基山町	○					○	
大分県							
国東市		○				○	

■ 社会福祉法人・福祉施設関係

〈全社協 社会福祉施設協議会連絡会〉

7月17日に開催された全社協 社会福祉施設協議会連絡会(委員長:磯 彰格 全国経営協会会長)会長会議において、各協議会会員に対し平成30年7月豪雨災害により被災した福祉施設への義援金を募ることを決定しました。

注) 社会福祉施設協議会連絡会は、全社協に設置されている各福祉施設協議会、団体連絡協議会、全国社会福祉法人経営者協議会により構成されています。

- ・募集期間:平成30年7月下旬～8月31日
- ・金融機関:①三井住友銀行
支店名:東京公務部
口座番号:普通預金 0167239
- ②ゆうちょ銀行
振替口座 00170-3-708194
口座名義:社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会義援金口

※ 詳細は、各福祉施設協議会・団体連絡協議会から別途ご案内の予定です。

〈全国社会福祉法人経営者協議会〉

全国経営協では、とくに被害が大きい岡山県、広島県、愛媛県における被災状況と支援ニーズの把握に向けて、中国・四国ブロック協議会(会長:中村 忠久 徳島県経営協会会長)と連携して活動を展開しています。

中国・四国ブロック協議会では、同ブロック青年会(会長:保岡 伸聡 徳島県青年会会長)が実働を担い、各県の情報収集等を行うとともに、7月12日には、四国各県の青年会メンバーにより、愛媛県西予市・宇和島市、広島県尾道市に給水タンクやウェットティッシュ等の応援物資を届けました。

また、12日には、全国経営協 榎田 匠 総務委員長ならびに財前 民男 リーダー(岡山県経営協会会長)をはじめとする災害支援特命チームのメンバーが、厚生労働省 定塚 由美子 社会・援護局長、八神 敦雄 審議官、藤原 朋子 総務課長、石垣 健彦 福祉基盤課長と面会しました。

財前リーダーは、被災状況や各県経営協での対応状況、岡山県 DWAT の活動成果等を報告するとともに、避難所等において福祉ニーズを抱える方々への支援の強化とともに、福祉医療機構による特別融資を含め、被災した社会福祉法人・福祉施設への復興・再建に向けた積極的な支援について、強く要請しました。

これらを受けて厚生労働省は、7月14日付で事務連絡「平成30年7月豪雨に伴う避難者への必要な支援体制の確保等について」を発出しました。岡山県社協、岡山県経営協が中心となって、倉敷市真備町の避難所(岡田小学校)において取り組みを進めている岡山県 DWAT(前号参照)の活動成果等を踏まえ、同様の活動が他県・市においても展開されるよう、各自治体に理解と協力を要請する内容となっています。

さらに、厚生労働省は7月14日付で事務連絡「平成30年7月豪雨による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」を発出しました。

避難者の受入れや職員の被災等による業務体制の確保が困難となっている法人・施設に対しては、一部、法人間連携による支援が進められていますが、その際の人件費、旅費等の支弁について、その取扱いを整理したものです。

今後、避難生活の長期化等により、法人・施設間の応援職員の派遣調整、避難者の



岡山県 DWAT 先遣隊メンバーから報告受ける財前 民男 岡山県経営協 会長(左から2人め)

受入れ調整が必要になることも想定され、全国経営協では、被災状況や支援ニーズ等に関する中国・四国ブロックからの報告を踏まえ、対応を検討することとしています。

〈全国保育協議会〉

全国保育協議会(万田 康 会長)では、全国私立保育園連盟、日本保育協会と共同で、「大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨(西日本豪雨)にかかる保育三団体被災地支援募金事業」を実施し、被災地の保育所等および保育活動等を支援することとしました(7月12日、保育三団体間で確認)。

- ・募集期間:平成30年7月13日(金)～平成30年8月31日(金)
- ・金融機関:三井住友銀行
 - 支店名:東京公務部
 - 口座番号:普通預金 0177642
 - 口座名義:社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金
会長 万田 康(マンダ ヤスシ)

全国保育協議会ホームページ <http://www.zenhokyo.gr.jp/>

〈全国保育士会〉

全国保育士会(上村 初美 会長)は、大規模災害被災地域の県・市保育士会組織および保育士等会員を支援し、被災地の子どもの育ちを守ることをめざして「全国保育士会被災地支援スキャンポ募金(通称:スキャンポ募金)」を実施してきました。

今回の水害においても、「全国保育士会被災地支援スキャンポ募金」を呼びかけることとしました。

- ・金融機関:①三井住友銀行
 - 支店名:東京公務部
 - 口座番号:普通預金 168334
- ②ゆうちょ銀行
 - (郵便局から振込みいただく場合)
東京 00120-3-387991
 - (銀行から振込みいただく場合)
支店名:019(ゼロイチキュー)店
口座番号:当座預金 0387991
口座名義(いずれも):全国保育士会被災地支援スキャンポ募金
(ゼンコクホイクシカイ ヒサイチシエンスキャンポボキン)

全国保育士会ホームページ <http://www.z-hoikushikai.com/index.php>

■厚生労働省による関係通知等の発出状況（7月17日）

（◎：追加した通知等）

- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について（事務連絡／7月6日）
- 子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）（事務連絡／7月6日）
- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について（事務連絡／7月7日）
 - ※ 7月9日付で、全国社会福祉法人経営者協議会等に協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（事務連絡／7月9日）
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について（事務連絡／7月9日）
- 災害により被災した保育所等への対応について（事務連絡／7月9日）
 - ※ 7月9日付で、全国保育協議会、全国保育士会に協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 災害により被災した要保護児童等への対応について（事務連絡／7月9日）
 - ※ 7月9日付で、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会にそれぞれ協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 平成30年（2018年）台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について（事務連絡／7月9日）
- ◎ 災害により被災した子ども等に対する児童相談所における支援の実施について（事務連絡／7月9日）
- 平成30年7月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続きについて（事務連絡／7月10日）
- 平成30年7月豪雨により被災した要援護高齢者等への対応について（事務連絡／7月10日）

- 平成 30 年7月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて
(事務連絡/7月10日)
- 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について(事務連絡/7月10日)
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取扱いについて(事務連絡/7月10日)
- 平成30年7月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて
(事務連絡/7月11日)
- 平成30年7月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について(事務連絡/7月11日)
- ◎ 平成30年7月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等における適切な支援について(事務連絡/7月11日)
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害により被災した要援護者への対応及び被災地の社会福祉施設への支援について(事務連絡/7月12日)
- ◎ 平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(事務連絡/7月13日)
- ◎ 平成30年7月豪雨に伴う避難者への必要な支援体制の確保等について
(事務連絡/7月14日)
- ◎ 平成30年7月豪雨による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて(事務連絡/7月14日)